

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年四月七日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年三月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市岩沢五百十三―二から 五百十二―三まで</p> <p>飯能市岩沢五百十三―二から 五百十二―三まで</p> <p>飯能市岩沢五百七十五―一から 六百十一―一まで</p> <p>飯能市岩沢五百四十二―二から 五百四十二―三まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十七・〇</p> <p>百九十三・〇</p> <p>二十三・〇</p> <p>五十九・二</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・六</p> <p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>五・〇</p>